

議案第六号

専決処分の承認を求めることについて

次の千葉県県税条例等の一部を改正する条例について急施を要するものと認め、次のとおり専決処分したので承認を求める。

令和三年四月二十日提出

千葉県知事 熊谷 俊人

千葉県県税条例等の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和三年三月三十一日専決

千葉県知事 鈴木 栄治

千葉県県税条例等の一部を改正する条例

(千葉県県税条例の一部改正)

第一条 千葉県県税条例(平成十九年千葉県条例第一号)の一部を次のように改正する。

第七十四条の三第一号中「第百五十七条第一項各号列記以外の部分」の下に「(同条第四項又は第五項において準用する場合を含む。)」を加え、同条第二号中「第百五十七条第二項各号列記以外の部分」の下に「(同条第四項又は第五項において準用する場合を含む。)」を加える。

附則第十条の六第二項中「令和三年三月三十一日」を「令和三年十二月三十一日」に改める。

(千葉県県税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第二条 千葉県県税条例等の一部を改正する条例(令和元年千葉県条例第三号)の一部を次のように改正する。

第三条中千葉県県税条例附則第十一条の改正規定を次のように改める。

附則第十一条第一項第一号中「平成二十年三月三十一日」を「平成二十二年三月三十一日」に改め、同項第二号中「第百四十九条第一項第六号」を「附則第十二条の二の十第三項」に、「次項第六号」を「以下この条」に、「平成二十二年三月三十一日」を「平成二十四年三月三十一日」に改め、同条第二項中「当該自動車(自家用の乗用車及びキャンピング車を除く。)」が平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には平成三十一年度分の自動車税の種別割(法第七十七条の十第一項又は第二項の規定により当該自動車の所有者に対して月割をもって課されるものに限る。)に限り、当該自動車(平成三十一年四月一日(自家用の乗用車及びキャンピング車にあつては、令和元年十月一日)から令和二年三月三十一日までの

間に初回新規登録を受けた場合には令和二年度分の自動車税の種別割に限り」を削り、同項第二号中「同号の総務省令で定めるもの」の下に「（第五項第二号において「平成三十年天然ガス車基準」という。）」を加え、「又は同号」を「又は同条第二項第二号」に改め、「この号」の下に「及び第五項第二号」を加え、「同項第二号」を「同条第二項第二号」に改め、同項第四号中「次項第一号」を「以下この条」に、「同条第四号」を「同号」に改め、同項第五号中「次項第二号」を「以下この条」に、「同条第二項第五号」を「同号」に改め、同項第六号中「附則第十二条の三第二項第六号」を「附則第十二条の二の十第三項」に、「又は同号」を「（以下この条において「平成三十年軽油軽中量車基準」という。）又は同項」に、「に適合する」を「（以下この条において「平成二十一年軽油軽中量車基準」という。）に適合する」に改め、同条第三項中「については、当該自動車（家用の乗用車及びキャンピング車を除く。）が平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には平成三十一年度分の自動車税の種別割（法第七十七条の十第一項又は第二項の規定により当該自動車の所有者に対して月割をもって課されるものに限る。）に限り、当該自動車（平成三十一年四月一日（家用の乗用車及びキャンピング車にあつては、令和元年十月一日）から令和二年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和二年度分の自動車税の種別割に限り）」を「（前項の規定の適用を受けるものを除く。）については」に改め、同条第四項中「前各項」を「第一項から第三項まで及び第五項」に、「第二項」を「第二項及び第五項」に、「前項」を「第三項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第三項の次に次の三項を加える。

4 第二項第一号から第三号までに掲げる自動車のうち、家用の乗用車及びキャンピング車については、当該自動車が令和三年四月一日から令和四年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和四年度分の自動車税の種別割に限り、当該自動車（令和四年四月一日から令和五年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和五年度分の自動車税の種別割に限り、当該自動車に対する自動車税の種別割の税率は、第七十五条第一項及び第二項の規定にかかわらず、附則別表第一の自動車の欄（同項に規定する特種用途自動車にあつては、附則別表第二の自動車の欄）に掲げる自動車の区分に応じ、一台につき、それぞれこれらの表の最大軽課税率（年額）の欄に定める額とする。

5 次の各号に掲げる自動車（家用の乗用車及びキャンピング車を除く。）については、当該自動車が令和三年四月一日から令和四年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和四年度分の自動車税の種別割に限り、当該自動車が令和五年四月一日から令和五年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和五

年度分の自動車税の種別割に限り、当該自動車に対する自動車税の種別割の税率は、第七十五条第一項及び第二項の規定にかかわらず、附則別表第一の自動車の欄（同項に規定する特種用途自動車にあつては、附則別表第二の自動車の欄）に掲げる自動車の区分に応じ、一台につき、それぞれこれらの表の最大軽課税率（年額）の欄に定める額とする。

一 電気自動車

二 天然ガス自動車のうち、平成三十年天然ガス車基準に適合するもの又は平成二十一年天然ガス車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成二十一年天然ガス車基準に定める窒素酸化物の値の十分の九を超えないもので法附則第十二条の三第五項第二号の総務省令で定めるもの

三 法附則第十二条の三第五項第三号に規定する充電機能付電力併用自動車

四 ガソリン自動車（営業用の乗用車に限る。）のうち、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないものであつて、エネルギー消費効率が法附則第十二条の三第五項第四号に規定する令和十二年度基準エネルギー消費効率（以下この項及び次項において「令和十二年度基準エネルギー消費効率」という。）に百分の九十を乗じて得た数値以上かつ令和二年度基準エネルギー消費効率以上のもので同号の総務省令で定めるもの

五 石油ガス自動車（営業用の乗用車に限る。）のうち、窒素酸化物の排出量が平成三十年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が平成十七年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないものであつて、エネルギー消費効率が令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の九十を乗じて得た数値以上かつ令和二年度基準エネルギー消費効率以上のもので法附則第十二条の三第五項第五号の総務省令で定めるもの

六 軽油自動車（営業用の乗用車に限る。）のうち、平成三十年軽油軽中量車基準又は平成二十一年軽油軽中量車基準に適合するものであつて、エネルギー消費効率が令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の九十を乗じて得た数値以上かつ令和二年度基準エネルギー消費効率以上のもので法附則第十二条の三第五項第六号の総務省令で定めるもの

6 次の各号に掲げる自動車のうち、営業用の乗用車（前項の規定の適用を受けるものを除く。）については、当該営業用の乗用車が令和三年四月一日から令和四年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和四年度分の自動車税の種別割に

限り、当該営業用の乗用車が令和四年四月一日から令和五年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和五年度分の自動車税の種別割に限り、当該営業用の乗用車に対する自動車税の種別割の税率は、第七十五条第一項の規定にかかわらず、附則別表第一の自動車の欄に掲げる自動車の区分に応じ、一台につき、それぞれ同表の中間軽減税率（年額）の欄に定める額とする。

一 ガソリン自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないものであって、エネルギー消費効率が令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の七十を乗じて得た数値以上かつ令和二年度基準エネルギー消費効率以上のもので法附則第十二条の三第六項第一号の総務省令で定めるもの

二 石油ガス自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成三十年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が平成十七年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないものであって、エネルギー消費効率が令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の七十を乗じて得た数値以上かつ令和二年度基準エネルギー消費効率以上のもので法附則第十二条の三第六項第二号の総務省令で定めるもの

三 軽油自動車のうち、平成三十年軽油軽中量車基準又は平成二十一年軽油軽中量車基準に適合するものであって、エネルギー消費効率が令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の七十を乗じて得た数値以上かつ令和二年度基準エネルギー消費効率以上のもので法附則第十二条の三第六項第三号の総務省令で定めるもの

第三条中千葉県税条例附則第十一条の二の改正規定の次に次のように加える。

附則別表第一中「第三項」を「第六項」に改める。

附則別表第二中「第三項」を「第五項」に改める。

附則別表第三中「附則第十一条第四項」を「附則第十一条第七項」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和三年四月一日から施行する。ただし、第二条の規定は、公布の日から施行する。

(自動車税の環境性能割に関する経過措置)

2 第一条の規定による改正後の千葉県県税条例第七十四条の三の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に取得された自動車に対して課すべき自動車税の環境性能割について適用し、施行日前に取得された自動車に対して課する自動車税の環境性能割

能割については、なお従前の例による。